

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 6 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 6 月 1 9 日 (木 曜 日) 午 前 1 0 時 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 行政報告について
- 日程第 3 報告第 1 号 洞爺湖町土地開発公社の運営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 2 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 5 報告第 3 号 平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 6 議案第 3 1 号 洞爺湖町税条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 2 号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 3 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 3 4 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 0 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町工期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 意見書案第 1 号 集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書 (案) について
- 日程第 1 5 意見書案第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 (案) について
- 日程第 1 6 意見書案第 3 号 労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書 (案) について
- 日程第 1 7 意見書案第 4 号 規制改革会議の「農業改革に関する意見書」の取扱いに関する意見書 (案) について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 行政報告について
- 日程第 3 報告第 1号 洞爺湖町土地開発公社の運営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 2号 平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 6 議案第31号 洞爺湖町税条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第32号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第34号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第35号 平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第36号 平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第37号 平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第38号 平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第39号 平成26年度虻田郡洞爺湖町工期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 意見書案第1号 集团的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書(案)について
- 日程第15 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)について
- 日程第16 意見書案第3号 労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書(案)について
- 日程第17 意見書案第4号 規制改革会議の「農業改革に関する意見書」の取扱いに関する意見書(案)について

出席議員(14名)

1番	宮田敏夫君	2番	小松晃君
3番	松井保明君	4番	立野広志君
5番	板垣正人君	6番	佐々木良一君
7番	篠原功君	8番	岡崎訓君
9番	下道英明君	10番	越前谷邦夫君
11番	沼田松夫君	12番	大西智君

13番 七戸輝彦君 14番 千葉薫君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋敏春君	副町長兼 洞爺総合 支所長	八木橋隆君
総務部長 兼住民 課長	遠藤秀男君	経済部長 兼建設 課長	森寿浩君
会計管理 者兼会計 課長	庄子俊悦君	洞爺総合 支所副 支所長	大西康典君
総務課長	毛利敏夫君	企画防災 課長	鈴木清隆君
税務財政 課長	伊藤里志君	健康福祉 課長	皆見亨君
健康福祉 センター長	山本隆君	観光振興 課長兼 洞爺湖温 泉支所長	澤登勝義君
火山 科学館長	木村修君	産業振興 課長	佐藤孝之君
環境課長	室田米男君	上下水道 課長	八反田稔君
シビック 推進課長	武川正人君	庶務課長	藤川栄治君
農業振興 課長	杉上繁雄君	教育長	綱嶋勉君
管理課長 兼学校給 食センター長	天野英樹君	社会教育 課長	永井宗雄君
代表 監査委員	宮崎秀雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐藤久志

庶務係 猪股幸子

議事係 平間義陸

開議の宣告

議長（千葉 薫君） おはようございます。

現在の出席議員数は、14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、越前谷議員、11番、沼田議員を指名いたします。

行政報告について

議長（千葉 薫君） 日程第2、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 平成26年6月会議、町の追加行政報告を申し上げます。

表題として、ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナルの譲渡についてでございます。

6月16日、セコム株式会社執行役員と明治海運株式会社執行役員が来庁され、平成26年6月30日をもって、会社譲渡する旨の報告がありました。

譲渡を受ける明治海運株式会社のほうでは、今後のザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナルの運営に当たっては、これまでと同様にと伺っておりますが、詳しい状況については譲渡後にお話を伺うことにしているところでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 以上で、行政報告を終わります。

報告第1号の上程、報告、質疑

議長（千葉 薫君） 日程第3、報告第1号洞爺湖町土地開発公社の運営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第1号洞爺湖町土地開発公社の運営状況の報告についてでございます。

洞爺湖町土地開発公社の運営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

洞爺湖町土地開発公社につきましては、北海道知事の解散認可を受けまして、平成25年11

月6日解散の登記を完了してございます。

今回の報告につきましては、平成25年4月1日から、平成25年11月6日までの期間の土地開発公社の運営状況について報告するものでございます。

それでは、3ページでございます。

事業・決算報告書でございます。事業報告、事業の概要でございます。今年度については、土地の取得及び売却についてはありませんでしたが、当公社保有地の一部を4件賃貸しており、付帯等事業収益として計上しております。

なお、当公社は、北海道知事の認可に基づき、平成25年11月6日に解散をしております。部門別事業の概要でございます。

土地の処分、取得につきましてはございません。

土地開発公社の解散の経過でございます。

平成25年7月31日、町の代位弁済により金融機関に対する土地開発公社の債務を解消しております。

同年9月2日には、町の求償に基づき、土地開発公社の保有土地を町へ代物弁済。

9月9日には、町の求償に基づき、土地開発公社の未収金を債権譲渡。

9月18日は、町の求償に不足する部分について、町が債権放棄を実施。

11月6日には、北海道知事の認可に基づき解散をしたところでございます。

次に、25年度の事業報告並びに決算報告でございます。

理事会等の開催でございますが、第1回理事会、平成25年5月21日に開催をしております。土地の取得、土地の売却についてはございません。

その他、土地の賃貸でございます。

虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉132の2、7,204.27平方メートル、宅地外4件で合計で9,550.91平方メートルでございます。

次のページでございます。

付属明細書でございます。

まず初めに、貸借対照表でございます。資産の部、流動資産、現金及び預金、普通預金968万7,059円、定期預金500万円でございます。流動資産の合計でございます、1,468万7,059円でございます。

固定資産につきましては、ゼロ円でございます。

資産の部合計で、1,468万7,059円でございます。

次、負債の部でございます。負債の部の合計は、ゼロ円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金、基本財産、洞爺湖町出資金500万円でございます。資本金の合計では500万円でございます。

次に、準備金でございます。前期繰越準備金8,155万6,969円でございます。当期損失、当期損益でございます、マイナス7,186万9,910円でございます。当期損失の合計では、7,186万9,905円でございます。

準備金の合計でございます、968万7,059円、資本部合計でございます1,468万7,059円、負債資本の部の合計では、1,468万7,059円でございます。

次のページ、損益計算書でございます。

事業収益、付帯等事業収益、保有土地賃貸等収益でございます。233万7,920円でございます。事業収益の合計でございます。233万7,920円でございます。

事業原価でございます。公有地取得事業原価でございます、1億5,957万1,000円でございます。付帯等事業原価、保有土地賃貸等原価でございます。53万2,000円となっております。事業原価の合計でございます。1億6,010万3,000円でございます。

事業総損失でございます。1億5,776万5,080円となっております。

次に、販売費及び一般管理費でございます、225万9,132円でございます。事業総損失に販売費及び一般管理費を加えた額、事業損失でございますが1億6,002万4,212円となっております。

事業外収益でございます。受取利息11円、雑収益2,200円、事業外収益の合計でございます2,211円となっております。

経常損失でございます。1億6,002万2,001円でございます。

特別利益でございます。その他特別利益、債務免除益でございます、マイナス2億3,500万円でございます。

次に、特別損失でございます。土地評価損でございます、1億3,744万7,909円でございます。その他の特別損失940万円でございます、特別損失の合計でございます1億4,684万7,909円でございます。

次のページ、純損失でございます。7,186万9,910円でございます。

次に、財産目録でございます。資産合計1,468万7,059円、負債合計はゼロ円でございますので、正味財産は1,468万7,059円となっております。

次に、短期借入金明細でございます。借入先、洞爺湖農協、いぶり噴火湾漁協とも期末残高はゼロ円となっております。

固定資産の明細でございます。有形固定資産につきましても年度末累計額はゼロ円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

4番（立野広志君） ちょっと2点ほど伺いたいのですが、最初に事業報告並びに決算報告についてという、この4ページですが、この中に土地の賃貸として4件について説明があるわけですが、土地開発公社が解散されてその保有している土地は町有地として今後、管理するということになっているわけですが、この例えば現在、土地の賃貸を行っている土地など

は継続して町有地として賃貸を継続していくというような内容のものなのかどうか、それとできればこの土地を一体賃貸しているのかなということもわかるようにしていただきたいなど、地番だけ見てもちょっとどの辺なのかよくわからないというのがあるものですから、それもちょっと資料を出していただければと、後ほどでもいいですがということと、それから決算の中身の中で、ちょっと私はこれを聞いておかないと今回もう聞く機会がないのかなと思っていましたので、これまで土地開発公社が所有していた用地、購入時の価格やそれにプラスして金利分も含めて簿価価格になっています。それが実際、解散をして今度、町有地として所有することになっているわけですが、簿価価格と実勢価格の開きというのはどのくらいあるものなのか、この中ではちょっとその辺の意味がよくわからないので金額的に出しているのかどうか、参考までに説明いただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） まず1点目の土地の賃借の関係でございます。公社から譲渡された土地につきましては、現在、町のほうで継続して賃貸をしております。4件とも賃貸しております。

それと、2点目の評価額と簿価額と実勢価格の差でございますけれども、9ページでございますけれども、土地評価が7番の特別損失の土地評価額というのがございまして、これにつきまして1億3,744万7,909円ということになっております。これにつきましては、25年8月31日現在の簿価2億9,701万8,909円から鑑定評価額の価格1億5,957万1,000円を差し引いた額が、これが実勢価格との差という格好になっております。

議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 私どもが賃貸しております物件4件の図面等につきましては、後ほど提出させていただきます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 説明をちょっと追加していただきたいのですが、要は土地公社が所有していた時期の簿価価格が実勢価格を反映していなと、当然そういうことになってくるわけですね。

今、聞きましたら直近の地価額で比較して約1億3,000万円の差があると、こういうことなのですが、実際に例えばそれだけでこれは売却できるようなものなののでしょうか、それともこれはあくまでもその周辺しか計算して算定した額なのだろうか、その辺ももう少し説明いただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） この価格につきましては、昨年の8月31日現在で土地開発公社が持っていた簿価価格と不動産鑑定士にかけました金額の差し引きの額となっております。

それで、このままで売却が可能であるかということのご質問でございますけれども、これは全部がその価格では売却は可能ではないとは考えております。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号洞爺湖町土地開発公社の運営状況の報告についての報告を終わります。

報告第2号の上程、報告、質疑

議長（千葉 薫君） 日程第4、報告第2号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第2号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別表第1、平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり報告するものでございます。

次のページ、別表第1の繰越明許費繰越計算書でございます。

1点目といたしまして、農業基盤整備促進事業の繰り越しでございます。金額は2,554万5,000円でございます。

2点目といたしまして、大原富丘線道路改良事業の繰り越しでございます。金額は381万2,000円でございます。全体で、2,935万7,000円を平成26年度で執行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

4番（立野広志君） この繰り越しの理由、原因についてはちょっと全然、説明いただいていないのですが、何か聞くところによると入札が不調のために繰り越さざるを得なかったという話をちょっと聞いていたのですが、例えばそうだとすればその原因は何だったのかということをお話をいただきたいと思えます。

議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） ただいまご説明を申し上げた繰り越しにつきましては、まず農業基盤整備促進事業でございますけれども、これにつきましては国の補正予算で確定した事業でございますので、これは当初から翌年度に繰り越して執行するというところでございます。

次に、もう一つ大原富丘線道路改良事業の繰り越しでございますけれども、これにつきましては降雪、早目の降雪、それと雪解けが遅かったということで工事に着手できなかったということで繰り越しをしております。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 今回の報告でございますが、これはあくまでも繰越明許の計算の財源の報告でございます。これの先ほど副町長がご説明した内容につきましては繰越明許の補正をするときに説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についての報告を終わります。

報告第3号の上程、報告、質疑

議長（千葉 薫君） 日程第5、報告第3号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第3号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別表第1、平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり報告するものでございます。

次のページ、別表第1の繰越明許費繰越計算書でございます。

洞爺湖町公共下水道根幹的施設の建設工事の繰り越しでございます。金額は4,102万6,000円でございます。平成26年度で執行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号平成25年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告についての報告を終わります。

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第6、議案第31号洞爺湖町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第31号洞爺湖町税条例等の一部改正についてでございます。

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございまして、改正の主な内容でございますが2点ほどございます。

まず1点目でございます、法人町民税の法人税割の税率の改正でございます。二つ目として、軽自動車税の税率の改正でございます。

それでは、議案説明資料の1ページ、条例新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、第23条町民税の納税義務者等でございますが、法人税法において、外国法人の恒久施設が定義されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、第33条所得割の課税標準でございますが、地方税法の改正により適用条文の規定を整備するものでございます。

次のページ、第34条の4法人税割の税率でございますが、法人町民税の法人税割の一部が国税化されたことに伴い、法人税割の税率を現行の100分の14.7から、100分の12.1へ引き下げるものでございます。

次に、第48条法人の町民税の申告納付でございますが、法人税法において外国法人の外国税額控除制度が新設されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、3ページ、第52条法人の町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金でございますが、法人税法において、外国法人の申告納付制度が新設されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、第82条軽自動車税の税率でございますが、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率の引き上げを行うものでございます。

次に、5ページの附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例及び6ページの第7条の4寄附金税額控除における特例控除額の特例でございますが、それぞれ租税特別措置法地方税法の改正に伴い、適用条文の規定を整備するものでございます。

次に、第16条軽自動車税の税率の特例でございますが、一定期間を経過した3輪以上の軽自動車に対する従価税率の規定を整備するものでございます。

次に、7ページの第19条一般株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例並びに第19条の2上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、8ページの19条の3非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例でございますが、地方税法の改正に伴い、適用条文の規定を整備するものでございます。

次に、9ページの現行条例第22条東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、10ページの第22条の2東日本大震災に係る被災居住用財産の資金に掛かる譲渡期限の延長等の特例並びに13ページの第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございますが、地方税法において規定の整備がされたことから、規定を削除するものでござい

す。

次に、14ページの現行条例第24条東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等並びに第25条個人の町民税の税率の特例でございますが、第22条から第23条までの規定の削除に伴う条の繰り上げでございます。

次に、15ページの第2条による改正でございますが、地方税法の改正に伴い、適用条文の規定を整備するものでございます。

議案20ページに戻っていただきまして、附則第1条の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし書きとして1号から5号までについて、それぞれその施行日を定めるものでございます。

第1号につきましては、法人税割の税率の改正でございます。条例第34条の4の改正規定及び改正法附則第2条第7項の規定の施行日につきましては、平成26年10月1日とするものでございます。

第2号につきましては、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例の課税の特例の改正規定及び地方税法の改正に伴い、規定の整備を行う附則第19条の3第2項非課税口座内上々株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の改正規定、地方税法において規定が成立されたことに伴う附則第22条、附則第22条の2並びに附則第23条までを削除する改正規定、附則第22条から附則第23条までの規定の削除に伴い、附則第24条を附則第22条へ、附則第25条を附則第23条の規定の繰り上げをする改正規定、改正法附則第2条第2項及び第3項の規定の施行日をそれぞれ平成27年1月1日とするものでございます。

第3号につきましては、税条例第82条軽自動車税の特例の改正規定及び新条例附則第16条軽自動車税の税率の特例に係る分を除く改正法附則第3条及び第5条の規定の施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

第4号につきましては、税条例第23条町民税の納税義務者と税条例第48条法人の町民税の申告納付、税条例第52条第1項法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金及び附則第16条軽自動車税の税率の特例の改正規定、改正法附則第2条第6項軽自動車税の税率の特例に係る部分に限り改正法附則第4条及び第5条の規定の施行日をそれぞれ平成28年4月1日とするものでございます。

第5号につきましては、税条例第33条第5項所得割の課税標準、新条例附則第7条の4寄附金税額控除における特例控除額の特例、新条例附則第19条第1項一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、新条例附則第19条の2第2項上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定の施行日をそれぞれ29年1月1日とするものでございます。

次に、第2条の町民税に係る経過措置でございますが、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第2項につきましては、新条例附則第4条の2 公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定を平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第3項につきましては、新条例附則第19条の3 第2項非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の規定を平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものでございます。

第4項につきましては、新条例第33条第5項所得割の課税標準、附則第7条の4 寄附金税額控除における特例控除額の特例及び第19条第1項一般株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定を平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第5項につきましては、新条例附則第19条の2 第2項上場株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定を平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものでございます。

第6項につきましては、改正法附則第2条第7項に定めるものを除き、新条例の規定中、法人の町民税に関する部分は改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第7項につきましては、新条例第34条の4 法人税割の税率の規定は、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の以後に開始する時期年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

次に、第3条の軽自動車税に関する経過措置でございます。新条例第82条軽自動車税の税率の規定を、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第4条につきましては、新条例附則第16条軽自動車税の税率の特例の規定を平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものでございます。

第2項につきましては、平成15年10月14日に前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中、受けた月とあるのは、受けた月の属する年の12月とするものでございます。

第5条につきましては、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条軽自動車税の税率及び新条例附則第16条軽自動車税の税率の特例の規定の適用については、議案22ページの表の左側に掲げる規定中、同表中段に掲げる字句はそれぞれ同

表右欄に掲げる字句とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。ありますか。

4番、立野議員。

4番（立野広志君） 何点かお聞きしたいと思うのですが、一つは今回のように法人町民税法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%に引き下げるといことになりますと、当町にとっては減収が見込まれるのではないか、その額は幾らぐらいになるのかということが一つ。

それから、そのうち交付税に算定される見込み額、これについても還元額といったらいいのでしょうか、これについても示していただきたいと思います。

減収になった分、交付税で幾らか返ってくると、しかし全額戻るとい補償はないわけで、実際に不足額といのはどのぐらい出てくるかといことです。

それから、原動機付自転車と2輪及び4輪の軽自動車等についても、この税金を逆に値上げするといことになりますと。そうすると、これによる増収分、これはどのぐらいになるのかといことです。この点について説明いただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） まず初めに、法人町民税の法人税割の税率改正の部分でございます。

これにつきましては2.6%の減といこととて、平成25年度の実績で申し上げますと、約380万円の減収になるところでございます。それで、基本的に今の交付税の制度の中では75%が交付税で入ってくるといこととて、285万円が交付税、それと95万円については今のところどうい財源措置がなされるかといのは不明なところでございます。

また、今の自動車税、軽自動車税の関係でございます。従前の2輪等の増収でございますが、これも25年度の課税状況でいきますと約99万円の増収になろうかなといところでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 金額的に言えば何千万という単位ではないかもしれないですが、こういふうには実は国の地方税法改正に伴って、これは全国の自治体でそうい条例改正するわけですから、とてつもない金額になっていくわけです。

実は、こういふうには町民法人税、法人割の税率を引き下げて、これを地方法人税として国税化して、地方交付税財源に充てるといものなのですが、当町の規定を見ても今、説明いただいたように減収となるといこととてです。

こうした自治体の財政をますますいろいろな制度改正に伴って危うくするよな、そうい政府の動向や増税のしわ寄せを町民に押しつけると、こういことについて町長自身はどういふうにお考えになってこれを提案されたのでしょうか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） ただいま、私どものほうは国に準拠しながら提案をさせていただいております。

町独自でということになりますと、これはもう全国的に大変なやはり大きな影響が出てよくなかというふうに思っていますので、ただ今の国のやり方といいたいしょうか、法人税が引き下げられて、個人の所得税が非常に上がってくるということになりますと、やはり生活をしている方々の生活水準というか、物価も上がり、さらには所得税も上がりということになると非常に厳しいものがあるのかなというふうに思っております。

さらには、年金額も引き下げということがくると、本当に厳しい状況があるのかなということになっておりますが、国のほうにおきましては何としてもやはり国民の暮らしを守るということを前提に物事を考えていただきたいなと、どちらのほうに目を向いているのかなというのは、ちょっと甚だ見えにくいところがありますけれども、何とか国をよくするために国のほうでは頑張っていたきたいなというふうに思っています。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

4番、立野議員、反対意見ですね。

4番（立野広志君） 議案第31号洞爺湖町税条例等の一部改正案、条例等ということで、幾つも条例があるわけですが、この条例等の一部改正案について反対の立場で討論いたします。

本条例改正案の主な提案内容の第1なのです、法人町民税、法人税割の税率を現行の14.7から12.1に引き下げ、これを地方法人税として国税化して、地方交付税財源に充てるというものであります。

したがって、その分、当町にとっては先ほどお聞きしましたように減収になります。その減収分は380万円だと、そのうち交付税の算定上、285万円が交付税として還元されるというふうに言われました。残り、95万円がどうなるかは未定で、全額は還元される裏づけは今ありません。

第2は、原動機付自動車と2輪及び4輪の軽自動車等について、その税金を値上げしようというものであります。

これによる当町の増収額は、先ほどの説明でも99万円規模だということしております。交通不便地域を初めとして、町民の足なとり、また零細自営業者の営業を支えるバイクや啓座右者等の増額が庶民にのって消費税とともに二重の増税となるものであります。

今回の条例改正案は、他項目にわたっており賛成できる項目もありますけれども、以上に掲げた主な二つの点について賛成できません。

全体として、本条例案に今、反対するわけでありまして。以下、これらの二つの点について、その理由をもう少し説明させていただきたいと思っておりますが、第1に法人町民税の一部国税化、

交付税財源化は、地方消費税により交付税、不交付団体と交付団体を初め、自治体間の格差がますます拡大するため、これを是正するためにという名目で、各地方自治体からの既存の収入の一部を引き上げて国税化して、再び交付税として再配分、再調整しようとするものがありますが、格差税制を求める各自治体の声は当然ですし、他の税目に比べても地方法人2税の地域間格差が大きいのもそのとおりですが、しかし、この格差を大きくしている要因が地方消費税であり、この分析抜きの格差是正論は今後の地方財政の一層の消費税頼みの方向を認めてしまうものであります。

本来の立場から言えば、地方財政危機打開、あるいは自治体間格差是正は当町自身も要求しているとおりでありますし、基本の交付税財源の法定率引き上げなど、政府の責任において財源補償し、また調整すべきものであります。6年前にも都道府県税である法人事業税の一部が地方法人特別税として国税に移されましたが、今回、その一部がまた復元されるなど、政府の方針は首尾一貫せず、言ってみれば地方と事業者を翻弄しながら、全体として政府の責任を果たさないと、自治体間の水平調整ばかりを押しつけている現状です。

今、消費税10%への再増税の際に、これら再調整の仕組みをまたぞろ見直されていますが、これは全く国民的合意を得ていない消費税再増税を前提にしている点でも、また自治体財政をますます消費税頼みに追い込んでいくという点でも、そして地方自治体をその都度、振り回しているという点でも絶対に容認できる中身ではありません。

二つ目に、原動機付自転車やバイク、軽自動車税の増税は、業界の強力的な働きかけがあったと言われてはいますが、都道府県税である自動車取得税が減収され、それによる地方自治体の原資をカバーするためのものともされています。

全体として、大型車に軽く、小型車に重くという傾向になっています。金額でいうと、この自動車取得税を原資として、北海道から交付金として当町にも幾らか入るわけではありますが、この交付金が出ることも確実だと、バイクや軽自動車税の増税分、これでカバーできなければ、当町にとって減収になりますし、また仮にカバーできて減収にならないとしても、それは町民増税の犠牲の上に立っているということでもあります。

この自動車取得税も今後、全廃と言われてはいますから、そうなると単純にいても当町の減収になりますし、今は一層の庶民増税への道か、または一層の庶民の増税の道か、いずれにしてもますます自治体財政と、この町民の暮らしに犠牲を押しつける方向でしかありません。

そういう意味で、この法律には従わなければならないということと、その評価や分析、見解など明らかにして政府にもって声を上げるべきこととは全く別の問題だというふうに思います。

先ほどの提案説明の中では、これは政府の法改正に従い、増税のしわ寄せを町民に押しつける、その内容について説明をいただいた経緯であります。条例の改正案でありながら、こういう政府の立場を代弁しているだけの提案説明では、この洞爺湖町自身、みずから政府の下請け機関におとしめるものであるというふうに言わざるを得ないし、それに対してやはり

批判的な態度をもって臨むべきものではないかと思えます。

町長は、普段から財政危機を強調されて、危機を強調する町民や職員には値上げや切り捨て、人員削減を進めながら、ではなぜその一方で今回の財政をゆがめ、減収にもなりかねないような提案をみずからされるのか、無批判にされるのか、そういう点も非常に危惧されるところであります。

以上が反対の理由であります。他の議員の皆さんもよく財政危機と言われますが、ならばこういう自治体の財政をますます危うくするような動向や提案などに対してはもっと批判的な声を上げるべきではないかと思えます。

地方財政危機打開に向け、もっと議論を深めるべきではないかと思えます。

ぜひ、ご賛同いただければと思っております。

以上で、反対討論とします。

議長（千葉 薫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

3番、松井議員。

3番（松井保明君） 私は、この税金が上がるということは、確かに町民の一人ずつ大変厳しい環境に狭まれてくると、これはもう今も昔も同じだと思うのです。戦後、我が町は警察を自衛で持ち、そして警察官の方たちに給料を払おうという時代があって、そのときの税収はどこで求めたかという、自分たちの生活の中からリヤカー税、それから自転車税といったたぐいのものにのまで税金をかけられて、そして悪戦苦闘をしながらいわゆる郷土を守り、町を守ってきた経緯があるというわけです。

今、これだけの文化が発展して、そしてさまざまな環境の中でいたるところではやはり税というものが、税金がいろいろなところが使われるわけです。そうすると、別に私は国の立場を援護するわけではないのですけれども、やはり税収の平たく言うと負担のなるべくかからないところで、なるべく薄く、そして広くということを考えてときに、身近なところで税収をとると、少なからずでも取る、もらいながら国の財源にするというのは当然、これ生まれてくると思うのです。

自治体経営という言葉がありますけれども、やはり町が良くなっていくということも大事ですけれども、何といたっても国がしっかりした財政運営を求めていくときには、どうしてもこういうどこかでしわ寄せがあったり、犠牲が当然生まれてくるのは、これは当然、昔から今も変わっていないわけです。

そういう点で、今般の本当に本来なら反対して、構わない内容でしょうけれど、これはやはり国の全体の財源を確保するという立場からできた法律と、法改正といおうか、そういう解釈を考えるとときには当然、賛成しなければならぬものと思ひ、賛成するわけでございます。

議長（千葉 薫君） これで、討論を終わります。

お諮りします。

これから、議案第31号洞爺湖町税条例等の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（千葉 薫君） 結構です。

起立多数です。

したがって、議案第31条洞爺湖町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第7、議案第32号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第32号財産の取得についてでございます。

次のとおり、財産を取得するために議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、戸籍総合システム一式でございます。

取得金額でございますが、1,944万円に北海道市町村備考資金組合の防災資機材の譲渡に関する条例第5条第1項に定める率により算出した額を加えた額でございます。

取得先につきましては、札幌市中央区北4条西6丁目北海道市町村備考資金組合組合長、田岡克介でございます。

戸籍総合システムにつきましては、平成21年度に更新をしておりますが、更新後5年が経過し、機器等の経年劣化が進み、また保守期間の満了を迎えたことから、システムダウン等の不測の事態を避けるため、更新するものでございます。

更新は、前回と同様に北海道市町村備考資金組合の制度を活用して整備するものでございます。

以上でございます、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、立野議員。

4番（立野広志君） 金額が結構するものですから、こういう戸籍総合システムというのはどういうふうにして決まっているのかな、何社かがあって、そこで見積もり合わせのようにしてやるのか、それとも初めから1社が決まっていて、そことの契約を結ぶという格好になっていくのか、金額的な折り合いも含めてですが、これはどういうふうにして決めているのですか。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） この戸籍総合システムを扱っている業者につきましては、道内では6社ほどございます。

ただ、これは一度入ってしまうとなかなか別の業者変えられないというのが現状でございます。前回、私どもはある1社を活用させていただきまして、これを継続して実施したいというふうに考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 4番立野議員。

4番（立野広志君） そうすると、まず最初の契約がどこの企業にとっても大切なのだろうと思いますけれども、そういうふうにすると金銭的にそれが本当に妥当なのかどうかということを含めて、どうやって町としては判断するのかなと。同じ企業とさらに更新手続きをするような格好になるわけでしょう。

もう一つは、いろいろ町によってこの戸籍総合システムの中に例えば今、言われている乗用漢字であるとか、そういったものだけでなくその土地や地方で使われている独特な漢字と申しますか、表記等などもシステムに組み込んでというふうにはあるようです。

なるべく戸籍がそういう現状に即した形で略した字にしないというようなことでやっているようなところもあるようなのですが、例えばそういったことも含めて、何かこう1社と1回契約してしまうと引き続きその会社と常に今後5年ごとに契約していかなければならない、そしてまた金銭的にもそれが妥当なのかどうかということとどこが一体、町としてどうやって判断するのかということも含めてもう少し説明いただけませんか。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 5年前にこの事業を契約しまして、実際に業務上の支障がなかったということが一つ大きな要因になってございます。

これで、いろいろ支障が出てきていた場合については、いろいろまた見直しなり、ほかの業者ということも考えられるかと思えます。

現在、私どもが発注している業者につきましては、今、道内で70.1%のシェアを持っている業者でございます。

そういう部分では、非常に信頼できる業者かなと、ただ、今、議員おっしゃられましたように額がどうなのだという話になってくると、なかなか私どももそこまで専門的な知識は持っていないところでございまして、ただ、やはり自治体によってその業者はその額を変えということはずないだろうというふうには思っているところではございます。

それから、今、言われました地方によっていろいろな表記があるということでございます。私ども外字という形で取り扱ってございますけれども、これらについても全て統一する、全国統一の方向で今、動いてございますので、そういう部分、十分考慮した上で業者選定しているところでございます。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

議案第33号から議案第34号まで一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第8、議案第33号北海道市町村総合事務組規約の変更について及び議案第34号北海道町村議会議員公務災害補償組合等組規約の変更についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第33号北海道市町村総合事務組規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組規約を次のとおり変更するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料17ページの規約新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、別表第1の規約、組合を組織する地方公共団体の加入及び脱退でございます。新規加入する団体でございますが石狩振興局管内の道央廃棄物処理組合、統合に伴い脱退する団体につきましては、空知総合振興局管内の赤平市、解散に伴い脱退する団体につきましては上川総合振興局管内の上川中部消防組合及び胆振総合振興局管内の上川中部消防組合及び胆振総合振興局管内の上川中部消防組合及び胆振総合振興局管内の伊達壮警学校給食組合の2団体でございます。

次に、別表第2共同処理する事務のうち、1項の非常勤消防団員損害補償に関する事務から、7項の非常勤消防団の賞じゅつ金授与にかかるまでの事務について共同処理する団体に加入する団体でございますが、鷹栖町、上川町の2団体、脱退する団体につきましては赤平市、上川中部消防組合の2団体でございます。

また、第9項の非常勤職員の公務災害または通勤災害に関する補償に関する事務を共同処理する団体に加入する団体は、道央廃棄物処理組合、脱退する団体につきましては上川中部消防組合及び伊達壮警学校給食組合の2団体でございます。

議案の24ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この規約は、第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

次に、議案第34号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。

これにつきましても、議案説明資料18ページのり規約新旧対照表をごらんいただきたい富思います。

この規約の変更につきましても、別表第1の組合を組織する団体の加入及び脱退でございまして、上川中部消防組合及び伊達壮警学校給食組合が解散に伴い脱退し、道央廃棄物処理組合が新たに加入するものでございます。

議案の25ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑を終わります。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第33号北海道市町村総合組合事務組合規約の変更について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決

いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩をとりたいと思います。

再開を11時10分とします。

（午前11時00分）

議長（千葉 薫君） 再開します。

（午前11時10分）

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第9、議案第35号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第35号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,306万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,725万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページ、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございます。4,179万5,000円の増額でございます。消費税率の引き上げに伴う措置として2設臨時福祉給付金給付費補助金につきましては、低所得者に対する適切な配慮としての給付金及び事務費に対する補助金、3設子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金につきましては、子育て世帯の影響緩和と消費の下支えとしての給付金及び事務費に対する補助金をそれぞれ計上するものでございます。

次に、15款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金でございます。401万4,000円の増額ございまして、農業基盤整備促進事業補助金につきましては、暗渠排水整備事業に対する補助金、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金につきましては、農業再生協議会への事務費補助として補助金をそれぞれ計上するものでございます。

次に、3項委託金、総務費道委託金でございます。75万円の増額でございます。統計事務

費の確定により増額するものでございます。

次に、19款繰越金でございます。1億6,650万2,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額によるものでございます。

次のページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、3目公有財産管理費でございます。1億2,000万円の増額でございます。前年度繰越金の一部を北海道市町村備考資金組合へ超過納付金として積み立てるものでございまして、市中銀行の預金利率より高利回りの配当が得られている実績から、これを活用するものでございます。

次に、4目物品集中管理費でございます。40万円の増額でございます、老朽化による事務機器の更新経費を計上するものでございます。

次に、6目諸費でございます。297万5,000円の増額でございます。箱根町姉妹都市提携50周年記念事業費の増額でございます。

次に、5項統計調査費、1目統計調査でございます。75万円の増額でございます。歳入で申しあげました事務費の確定によるものでございます。

次のページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉施設費でございます。85万9,000円の増額でございます、集会施設の修繕費の増額でございます。

7目臨時福祉給付金給付費でございます。3,401万4,000円の増額でございます。歳入で申しあげました低所得者に対する給付金及び事務経費の計上でございます。

次に、4項児童福祉費、1目児童措置費でございます。778万1,000円の増額でございます、歳入で申しあげました子育て世帯に対する給付金及び事務経費の計上でございます。

次のページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生管理費でございます。64万7,000円の増額でございます。地域交流センター開校整備費等の計上でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業管理費でございます。401万1,000円の増額でございます、歳入で申しあげました農業基盤整備促進事業及び経営所得安定対策直接支払推進事業に対する補助金の計上でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川費でございます。189万円の増額でございます。小石川水路の改修費の計上でございます。

次のページでございます。10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。969万5,000円の増額でございます。虻田中学校の施設設備の整備といたしまして、委託料につきましては校舎等耐震化実施設計費工事請負費につきましては、地下タンク防食ライニング工事費備品費購入費につきましては、体育館の暖房器更新経費の計上でございます。

次に、6項保健体育費、3目給食施設費でございます。198万8,000円の増額でございます。虻田給食センターの地下タンク防食ライニング工事費を増額したものでございます。

13款予備費でございます。2,804万8,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑行います。

4番、立野議員。

4番（立野広志君） 事前に資料をいただいておりますので、支給方法とか支給額等についてはわかるのですが、ちょっと一つだけお聞きしたいのですけれども、臨時福祉給付金の支給のことで、これは加算されるのが老齢基礎年金や障害基礎年金を受給している方については5,000円が加算されるということだから1万5,000円という金額なのですよね。

予算額は3,000万円見えていて、そして支給対象者2,000名ということですから、つまりその差額は老齢基礎年金、障害基礎年金受給者の加算分だということなのでしょうけれども、その人数がどのぐらいあるのか教えていただけませんか。

それから、あわせて聞きますが、今回の4月からの消費税率が引き上げられたことに伴って所得が低い方々への影響を緩和するためということで、実は1回きりなのです。1回切りの臨時福祉給付金、そして子育て世帯臨時特例給付金ということで支給されるわけですが、国のほうでは8%増税の下支えだというふうに言っているらしいのですが、8%増税の負担を本当にこれは下支えして納得できる内容なのかどうか、ちょっとその辺の受けとめはどうなっていますか、行政としては。

議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） まず1点目の5,000円の加算の人数の件でございますけれども、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金と全ての年金につきまして基礎年金を受けているという計算のもとに2,000名、全ての方が対象という形で計算を今回、予算を計上しております。

それから2点目の1回きりということで町の考えはということでございますけれども、この点につきましては今回、国の従事事務として給付金を給付することになっておりまして、町が独自で政策をとる形になりますと、なかなか難しいものがあるかと思っておりますので、今回、国のほうの動向と申しますか、従事事務という形での実施ということでご理解をいただければというふうに思います。

議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第10、議案第36号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第36号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,053万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,024万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページの歳入でございます。

9款繰越金でございます、1,053万1,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額でございます。

次に、歳出でございます。12款予備費でございます。補正額1,053万1,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第11、議案第37号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第37号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,695万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページ、歳入でございます。

6款繰越金でございます。522万8,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額でございます。

次のページ、歳出でございます。3款予備費でございます。522万8,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算につ

いては、原案のとおり可決されました。

議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第12、議案第38号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第38号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ287万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,605万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページ、歳入でございます。

4款繰越金でございます。287万9,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額でございます。

次のページ、歳出でございます。4款予備費でございます。287万9,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第13、議案第39号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第39号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ562万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,133万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

3ページ歳入でございます。

3款繰越金でございます。562万円の増額ございまして、前年度からの繰越金の増額でございます。

次のページ、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。433万1,000円の増額ございまして、前年度の出納整備期間中に収納した保険料の確定により増額するものでございます。

4款予備費でございます。128万9,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算につ

いては、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第14、意見書案第1号集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

小松議員。

暫時休憩いたします。

（午前11時28分）

議長（千葉 薫君） 暫時休憩を解きます。

（午前11時30分）

議長（千葉 薫君） それでは、小松議員に説明をお願いしたいと思います。

小松議員。

2番（小松 晃君） 読み上げて提案します。

意見書案第1号、平成26年6月17日。

洞爺湖町議会議長千葉薫様。

提出議員、小松晃。

賛成議員、板垣正人、同じく岡崎訓、下道英明。

集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書（案）。

集団的自衛権については、歴代政府は国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻撃を實力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される實力の行使の範囲を超えるものであり、許されないとの憲法解釈を継承してきた。

また、平成16年に閣議決定された政府答弁書では、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれ兼ねないとしており、憲法解釈の見直しについては政府は従来から抑制的な立場をとってきた。

しかし、安倍首相はみずからの私的諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に集団的自衛権の行使を全面的に容認する新しい憲法解釈を提出する内容を報告書に提出を求めるとともに、さきの衆議院予算委員会において集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更を国会の議論を経ずに閣議決定で行う意向を表明した。

国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて作成されなければならぬ。憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を時々の政府や国会の判断で解釈を変更することは決して許されるものではない。

絶対的平和主義を貫く姿を世界に明らかにすることこそ憲法第9条を持つ日本の使命である。

よって、国においては集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫様。

以上です。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

3番、松井議員。

3番（松井保明君） 今、提案されております集団的自衛権、これをめぐって政局になってくるのかわかりませんが、毎日、新聞紙上、テレビ含めて放送されておりまして、大変、関心の高いものがこの地方自治体の中で取り上げられたというのは、本当に画期的な、また歴史的なものだと思って、提出者に対しては大変、敬意を表したいと思います。

そこで、提出者にいろいろと、この文面も含めましてちょっと何点かお尋ねしたいと思いますので、できればちょっとメモなどしてもらえれば結構だと思います。

最初に、この文面からちょっと外れるのですが、提案されている方、小松議員だけでなく、その背景にはいろいろあって個人的な立場で出ているものだと私は思っていますけれども、まず1点は日米同盟含め、日米安保条約についてはお認めになっているのかどうか。これは内容はいいです、お認めになっているならなっている、なっていないで結構なのです。

2点目は集団的自衛権と個別的自衛権の違い、これは違いがあれば違いがあるというだけで結構です。

それから3点目は、この文面にあるように憲法の前文と9条についてというところなのです。要するに前文とは何を指しているのか。

その辺、それは同時にその前文の中に集団的自衛権について触れているのかどうか、その辺せひとつ最初にお尋ねしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 3点の質問かと思いますが、要はこの意見書は余り難しく考えていただかなくて結構なのです。要は、新憲法が施行されてから60何年間、ここに書いてありますように憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであって許されないという憲法解釈を継承してきましたし、平成16年にも政府の答弁では憲法解釈

を便宜的、意図的に変更するようなこととすれば、憲法解釈の見直しについては政府は従来から抑制的な立場をとってきたという、この67年の歴史に今、逆らう、今まで一貫して政府が守ってきた、この継承してきたものを取り崩そうとしていますから、それに対して反対だという意見書です。

質問3点ありましたけれども、日米安保が認められているのかどうなのかということは、既にもう1950年からの安保条約、60年に改正になりましたけれども、これはもうやはり国内でも定着されているのかなと。それは一部、部分的には反対というところもあるかもしれませんが、今、この私が提案している意見書等は直接関わりがないと思いますけれども、もう既に日米安保が締結されてから60年となりますから、そういうことでは今、云々という議論する立場ではないかなと。

それから、集団的自衛権と個別的自衛権については、集団的自衛権については先ほど言いましたように、これは集団的自衛権は国連憲章第1条で加盟国に認められておりますけれども、ある国が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係のある他国がその武力攻撃に共同して反撃する権利、自衛権の一種と言っているといいますが、日本はこれまで個別的自衛権で国民の命も暮らしも守るという判断をしてきていますから、そういうことでは集団的自衛権を行使する、強引に憲法解釈を変更してまで集団的自衛権を行使できる必要はないだろうと思っております。

憲法、前文と9条のことですけれども、憲法前文には四つの項目に分かれています。一つには、民主主義と代表民主制、二つには平和的生存権、三つには国際協調主義、四つには日本憲法の崇高な理想と目的の達成を誓うという、大きくこの4項目に分かれています。

9条は、条文を朗読すれば一目瞭然わかるかもしれませんが、要は武力を持たない、紛争解決のために武力を持たないとか、ということをやっています。前文はそういうことです。

9条は参戦権を認めない、簡単に言えば、そういうこ文面です。

議長（千葉 薫君） 3番、松井議員。

3番（松井保明君） それでは、もう何点かお聞きしたいのです。

要するに憲法の9条には前文があります。そして、その前文の中に、9条ではなくて憲法の前文にあって、憲法の9条の中には1項と2項とあります。その辺について伺いたいのですけれども、この1項と2項というのは同じものを指しているのか、別々なのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、憲法の解釈というのがありましたけれども、憲法の解釈というのは初めて今回、行われたのかどうか。過去に一度もなかったのかどうか。

何か、今、提案者は憲法解釈がなくてきていると言うのですけれども、実際、憲法解釈というのは一度もなかったのかどうか。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 憲法9条は、それでは朗読しますから解釈していただきたいと思い

ます。

憲法第9条第1項、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

9条2項、前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国交戦権はこれを認めます。

これは先ほど言いましたように、昭和でいうと22年ですか、5月3日に新憲法が公布されてから今までずっと67年間これをずっと継承してきました。ここにきて今、安倍内閣が強引に憲法解釈を変更してまで集団的自衛権を行使できる国にしようとしているから、それに対して反対と言っていることであって、今までこの意見書の中にもありましたけれども、平成16年にも政府は憲法解釈を見直しについては抑制的な立場をとってきたということで、ずっと一貫してこれを堅持してきました。

ここで、松井議員と憲法論議をするつもりはありませんから、言っておきますけれども。議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

3番、松井議員。

3番（松井保明君） 同じ小松議員が私の隣に座り、この4年間、同じにここまで来まして、この場で、何か相反するものが生じるのかと思うと大変、寂しい感じするわけでございます。

今の質疑の中で、これは決して答えてもらえなかったから、答弁が不満だからということよりも、ややもすれば誤解、または大きな解釈の違いがあるなという感じがいたしました。

それはなぜかという、いわゆる最後に言いましたところの憲法の中の前文、この前文に触れていますけれども、前文の中には、あえて言えば決して今言った集団的自衛権については一切触れていません。

そして、同時に砂川事件、いわゆる砂川判決というのがご存じだと思いますけれども、その砂川判決の最高裁の中では憲法の前文を判決の中で読み上げながら、いわゆる自衛権というものを認めているわけです。

そういうことを考えるときに、今、答弁してもらいましたけれども、例えば憲法解釈というのは今、始まったことではないのです。古くから言うと、既に1970年に武力によらざる自衛権を日本は持つことは明瞭だと言って、これが吉田内閣のときに初めて憲法解釈でもって自衛権を持つことは解釈されたのです。

それから、8年後、鳩山一郎内閣のもとでは、我が国が自衛権を持つことを認めていると、こうやって憲法解釈してきたのです。

そして、1981年の5月には鈴木内閣の憲法解釈について触れています。ですから、憲法解釈というのは、そのときの時代の世界情勢や国内情勢、特に世界情勢を反映して徐々に変わってきているのです。

そういうことを考えるとき、いわゆる平和のために、要するに9条だけをもってして世界の平和が、日本の国が守られるというような、余りにも幻想的ではないかと私は思います。

要するに、今、よく世論調査をしてもそうですけれども、憲法9条については反対、改革するのは反対だと、しかし憲法9条の中には1項と2項があります。しかし、1項で言っていることと、2項で言っていることとはまた別なものがあるわけです。

そういう点で、世論調査などでは、ただ憲法9条ということで国民に対して世論調査する、1項と2項をもしそれを解説しながら世論調査すると、全然別な答えが出てくると思うのです。

そういうように考えますと、どうも今、国民の中にはこういうことであたかも集団的自衛権を解釈したならば、何か日本が徴兵制度が生まれるとか、若い者が戦争に行くとか、血を流すとかどうもそういうとてつもない恐怖感にあおられているという、しかし、現実には尖閣を含めて、いわゆる犠牲的なそういう一般常識の国際法を守っている国がいるかという、そうでない国もあるわけです。

そういうとき、ではどうするのかということです。過去においては、日本共産党の野坂参三という委員長が国会で独立した日本国がなぜ兵隊を持たないのだという発言までしているのです。別に独立したら、ただけの責任があるし、政府というのは国民の生命と財産を守ってやるという、そういう責任があるわけです。これは、首長も同じです。

そういうことを考えるとき、やはりこの際、こういうようなことを反対しなければ意見書については当然、時間的な問題もあって、これもしここでどのような結果になっていって国会に行っても、国会とはもう閉じられます。当然、受け付けられるかどうか心配ですけれども、私はこの際、この意見書の提出はやはりふさわしくないなと思っておりますので反対いたします。

議長（千葉 薫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

下道議員。

9番（下道英明君） 私は、この意見書案について、賛成の立場から討論させていただきます。

次の三つの理由から賛成であります。

第1に、憲法9条の制約であります。憲法9条では、武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。国の交戦権はこれを認めないとうたっており、いかなる場合でも武力行使はできないものであります。

第2に、従来の解釈との整合性であります。歴代内閣は、立憲主義及び放置主義の基本に照らして集団的自衛権の行使は憲法9条に違反し、許されないと解釈してきており、たびたび閣議決定されております。これを否定することになります。

最後の三つ目は、憲法解釈は便宜的な変更ができない点であります。歴代内閣の積み重ねてきた解釈と精巧性を離れ、時の解釈の一存で勝手に変更が可能となれば、国会も憲法も要らないこととなります。

以上の3点から、私はこの意見書案に賛成の討論といたします。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） これで討論を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） これで、討論を終了します。

これから、意見書案第1号集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書案についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（千葉 薫君） 起立多数です。

したがって、意見書案第1号集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書案については、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第15、意見書案第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

大西議員。

12番（大西 智君） それでは、読み上げて提案させていただきたいと思います。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

その前に、申しわけございません、意見書案第2号平成26年6月17。

洞爺湖町議会議長千葉薫様。

提出議員、大西智。

賛成議員、板垣正人、同じく立野広志、同じく篠原功。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出いたします。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

我が国においては、ウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき理由によることは、肝炎対策基本法等でも確認されており、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、対象がB型、C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、助成の対象から外れている患者が相当数存在し、特に肝硬変、肝がんの患者は高額な医療費の負担ばかりか、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝患者も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医薬上の認定基準が極めて厳しく、亡くなる直前まで認定がされないといった実態が報告されるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされている。

他法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時に、とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの付帯決議がなされたが、国においては当該医療費助成を含む生活支援への具体的措置が講じられていない状況にある。

よって、国会及び政府においては、肝硬変、肝がん患者の医療費助成を含む生活充実の実現が一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、ウイルス性肝硬変、肝がんにかかわる肝炎医療に対し、医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月17日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長千葉薫。

以上です。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案については、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第16、意見書案第3号労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

立野議員。

4番（立野広志君） それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書案第3号、平成26年6月17日。洞爺湖町議会議長、千葉薫様。

提出議員、立野広志。

賛成議員、宮田敏夫。

労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書案について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書（案）。

安倍政権は、企業が世界で一番活動しやすい国づくりを重視する中で、財界が要求している労働者派遣制度の見直し作業を異常なスピードで進めています。

見直しは、労働者派遣法が持っている常用代替防止の原則の廃止、自由化業務は期間上限を現行を1年から3年に延長するなど、いずれも規制を緩和する内容で、日雇い派遣の原則禁止なども取り払われる可能性が出ています。

見直しの方向で法改正することになれば、企業は正社員を減らし、労働コストの引き下げと景気の調整弁として使い捨てできる派遣の導入が急速に進み、日本の雇用不安をさらに深刻化しかねません。

厚生労働省は昨年8月8日、若者を使い捨てにするブラック企業について離職率が高い企業約100社を初め、過重労働や法違反の疑いがある4,000社を対象に9月の集中的な監督指導を実施し、過労死を引き起こした企業に再発防止の取り組みを徹底させることや重大悪質な違反が確認された企業については送検し、企業名を公表することを打ち出しました。

ブラック企業根絶のためには悪質な企業名の公表や長時間労働の法的規制などとともに、非正規雇用の増大でかわりは幾らでもいるという状況をなくすことが必要です。

よって、国においては派遣労働を模倣図に拡大するなど、労働法制の規制緩和をやめ、ブラック企業根絶を目指し、労働者保護を柱とする派遣法の抜本改正で、正社員が当たり前の社会を目指すよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書案についてを裁決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（千葉 薫君） 日程第17、意見書案第4号規制改革会議の「農業改革に関する意見」の取扱いに関する意見書案についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

宮田議員。

1番（宮田敏夫君） 平成26年6月17日、洞爺湖町議会議長千葉薫様。

提出議員、宮田敏夫。

賛成議員、板垣正人、立野広志、松井保明。

規制改革会議の「農業改革に関する意見」の関する意見の取扱いに関する意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出いたします。

記。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

規制改革会議の農業改革に関する意見の取扱いに関する意見書案。

5月22日に政府の規制改革会議は、農業改革に関する意見を発表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ6月中旬に最終的な取りまとめを行い、農林水産業、地域の活力創造プランの改訂に反映させる予定となっております。

今回の意見に盛り込まれた権限を弱めようとする農業委員会制度の見直しや、農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業姿の大きく変容させる懸念があります。

また、農業協同組合制度の見直しについては、農業者だけでなく、地域住民の生活を支えながら総合的に事業を行っている実態を無視したものです。

J Aグループを事実上、解体に追い込む内容で、農業者の収益向上とかけはなれ、地域社会の崩壊につながりかねません。

については、規制改革会議の意見を農林水産業地域の活力創造プラン改訂への反映に当たり、下記のとおり要望いたします。

記。

農業水産業、地域の活力創造プランの改訂に当たっては、真に農業者の所得向上、地域生活インフラの維持向上、国民に対する食糧供給の安定確保、農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見を取扱いこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月17日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、千葉薫。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号規制改革会議の農業改革に関する意見の取扱いに関する意見案についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号規制改革会議の農業改革に関する意見の取扱いに関する意見書（案）、原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

あすから9月の定例の前日まで休会となっておりますので、ご承知置き願います。

本日は、これをもって解散いたします。
ご苦労さまでした。

(午前0時04分)